

# 備後国三谷保について

星野 公克

## はじめに

『祇園社記 第一』に、備後国三谷保について次のような記述がある。

弘安二年二月日、藏人所牒云、為公家延命御修法使補、且被祇園長日常燈料、准官省符、信幸相傳知行備後国三谷保云々、弘安二年被寄附備後国三谷郡於長日大般若并常燈料所、<sup>〔1〕</sup>

備後国三谷保という名称は、他の史料からは確認できないが、この記述から考えれば、備後国の三谷郡が祇園社の長日大般若経及び常灯料を負担する料所として寄進され、三谷郡の一地域が三谷保と称されて、傍線部にあるように公家延命御修法の料物も使補されて、官省符荘に准じ信幸という人物に相伝知行が命じられたものである。公家延命御修法の料物は備後国に賦課されていたものであり、三谷保が国衙領として、料物弁済の地に指定されたものと考えられる。公家延命御修法は、『諸法要略抄』に「公家三壇御修法其一也」とあり、後三条天皇の延久元（一〇六九）年以後、代々の天皇の玉体安穩を祈願するものとして、延暦寺・東寺・園城寺の護持僧が、それぞれ長日如意輪法・長日延命法・長日不動法を修するもの一つであった。その料物が藏人所牒により三谷保への使補が指示されていることも注目される。院政期に藏人所召物が多用されていたことを先学が指摘されているが<sup>〔2〕</sup>、この時期に至っては、

建武（一三三四）元年に北陸道七カ国に真蘇の備進を指示した藏人所牒案<sup>〔3〕</sup>に「正月御齋会、大元真言法米御修法、長日延命如意輪不動三壇御修法、及口大臣節会以下恒例臨時料物、公要非一、重色異他」とあり、公家三壇御修法料物を含め「重色」と認識される行事の費用の徴収が藏人所牒により指示されていたと推測されるのである。また、三谷保が「相伝知行」とされたことについては、太政官厨家領使補保の成立の事情がわかる「官中使補地別相伝輩并由緒注文案」<sup>〔4〕</sup>に、各国の使補保は「可令子孫相傳之由、賜宣旨了」ことで所領として確立したことが記されており、安定した料物確保のために必要なことであった。

本小論の目的は、公家三壇御修法料物の全体の弁済状況を視野に入れ、各寺院の対応に言及しながら、東寺が担当する公家延命御修法の料物が弘安二（一二七九）年の段階で備後国三谷保に使補されている歴史的な背景を明らかにしていくことである。

## 一、公家三壇御修法料物の「料国」の負担

私は拙稿<sup>〔5〕</sup>で、主として公家三壇御修法料物を確保するための負担国として太政官厨家料国が設定され、官務小槻氏により料物が使補された使補保が立保されていく道筋を示した。備後国三谷保には、東寺が担当する長日延命法の料物が使補されていたが、三谷保に使補されていくに至る過程を明らかにしていく前提として、公家三壇御修法料物の「料国」の負担を明らかにしていきたい。



の修法の料物は、それぞれ同じ料国で同額、すなわち供米百石・油四斗五升が、一カ国あるいは複数の国々に所済数を定めて便補されていたと判断することができる。太政官厨家料国が設定される以前の料物の負担のあり方がわかるものとして、丹波守源季房の康和五(一一〇三)年の済物に対する調庸惣返抄には、永宣旨により進納することが義務づけられた多くの物品が記されているが、その冒頭に「依永宣旨進納、内裏御祈願料米三百石、油四石」<sup>2)</sup>とある。「内裏御祈願料」とは、延久元(一〇六九)年以後に禁中で行われた公家三壇御修法の供料のことである。

その中の料米三百石という数字に注目すると、太政官厨家料国が設定される以前は、永宣旨により各国に各御修法百石づつ、合計三百石が賦課されていたことを示していると思われる。また、若狭国国富保は、官務小槻氏により便補保が立保されながらも、若狭国は太政官厨家料国すなわち公家三壇御修法料物の月宛国になっていない。その理由も、負担可能な料米の量と関係があるのではないだろうか。永万(一一六五)年二月二十四日の国富保の立保を認めた国司庁宣案<sup>3)</sup>には、合計二百石の便補額の内訳として「官御祈願米〇十石・造八省院料米百石・法花料米三十五石・官厨家納絹代二十石」と記されている。さらに「残米十五石者、可令弁済国庫」とあり、十五石は国衙に納入されるので、官御祈願米は計算上では三十石となる。この三十石が御修法の供米のいずれかの部分に使用されたとしても、この額では三種類の修法の料物を負担できなかつたため、若狭国に官務小槻氏により建立された便補保がありながらも、月宛国にならなかつたのだと考えられる。

## 二、「太政官御祈願所注進状」の分析

公家三壇御修法の供米は、「官御祈願米」と総称されたが<sup>4)</sup>、太政官の官御祈願所が官務の統括下にあつたことが、官務小槻氏による便補保建

立につながっていったことは、拙稿<sup>1)</sup>で述べた通りである。本節では、一節で紹介した「官御祈願所注進状」に注目し、延暦寺が担当する長日如意輪法について、その進済状況を分析していく。

各月の負担額は表一に示したが、対捍になつて例を除き「官御祈願所注進状」では、四種類の済例が確認される。以下、列挙する。

①「先例国下御庁宣」と称される「国下」によるもの

淡路(三月供米)・伊予(四月供米・五月供米)・阿波(六月供米)

②「任月宛御下文」と記される「京下」によるもの

但馬(十月御明油・十一月御明油)

③官務小槻氏が立保に関わつた荘保(「官中便補地別相伝輩并由緒注文案」<sup>5)</sup>に記載があるもの)からの徴収

備後(三月供米・御明油：便補神崎荘)・紀伊(六月供米：便補且来荘)

備中(六月御明油：便補山手荘)・加賀(七月供米：便補北島保)

土佐(九月供米：便補吉原荘)・備前(十二月供米：便補日笠官御領)

讃岐(十二月御明油：便補柞原荘)

④官務小槻氏が立保に関わつていない荘保(「官中便補地別相伝輩并由緒注文案」に記載がないもの)からの徴収

美濃(一月供米・御明油：便補妻木保)・越前(六月供米：便補六条保)

近江(十一月供米・十二月供米：便補土田保・坂田保)

①②は、国衙が料物を所当官物の中から負担する「国衙役」である。①の「国下」は、庁宣を携えた使者が在国に下向し、在庁を介在させて単位所領から直接徴収するものである。②の「京下」は、徴収を行う機関の発行する切下文に基づいて国司が京都及びその周辺の京庫から、弁済を行うものである。対捍となつている諸国は、基本的には「京下」で納入することになつていった。

③④は、便補保からの徴収で「保役」という。国司が料物の弁済地として、国内の特定の土地を指定することを便補と表現されるが、便補された土地は便補保と称され、そこに料物を負担させるのが「保役」である。

①について、各国の状況を列挙していく。

淡路 先例国下御庁宣、近年無故対捍、尤可申御沙汰、

伊予 先例国下御庁宣、近年於国切足不法之間、無所濟之美、当所

内於如意輪法御方預者、去文応元年辞申之後、不知濟否者、

阿波 先例国下御庁宣、近年無故対捍云々、

「国下」は庁宣を伴うものであるが、「国下」に関する他の史料では「取庁宣所致其沙汰候也」「乃諸司納物事、不及成庁宣也」<sup>19)</sup>などのように庁宣とだけ記されており、「御庁宣」という表現はここでしか見られない。他にも「如意輪法御方預」「月宛御下文」など、「御」という表記があり、文書を作成したのが太政官御祈願所であることを考えると、太政官御祈願所の管轄以外の文書・役職に「御」がつけられていると判断できる。三方国ともに、以前は国下が行われていたが現在は対捍となっており、「京下」の徴収方法に戻ったことを示しているが、「京下」では徴収できないのであった。伊予国では、国下ができない理由を「近年於国切足不法之間」としている。これは徴収する側の使者が庁宣を携えて伊予国内の単位所領から直接徴収を行う時に、庁宣を受けて出される「切符」に関連して何らかの不正が行われ、使者と在地との間に対立が生じ、結果として徴収できなかつたと考えられる。また、「如意輪法御方預」の存在も注目される。この「預」は、官務小槻氏が統括する太政官官御祈願所から派遣された使者ではなく、行事を執行する延暦寺の意向を受け、長日如意輪法の料物を伊予国で徴収する担当者であると推定される。拙

稿一で述べたように御祈願料の徴収は、官御祈願所の「請使」が官務小槻氏から受け取った切下文により、各国の雑掌から、または国富荘などの便補の地に赴いて行うのが通例であった。しかし、次節でも「国下」の問題に触れるが、公家三壇御修法料物の「国下」が行われるときには、各修法を行う寺院が主体となっているのである。この担当者の不正により、伊予国内では徴収することができず、担当者の辞任後は、太政官御祈願所も現在の状況を把握し切れていない。

また『門葉記』には長日如意輪法の「月宛国々」が記載されており<sup>19)</sup>、同じものが『門葉記』をまとめる形で作成された『華頂要略』にもある。担当国は表一と同じなので省略するが、『華頂要略』に便補保からの徴収と明記してあるものを抜き出すと、美濃（妻木保）・備後（神崎荘）・紀伊（且来荘）・越前（六条保）・加賀（北嶋保）・土佐（吉原荘）・近江（土田保・坂田保）・備前（日笠保）になる。注目されるのは、「国下」の国であった伊予・阿波は「無便補保」となっており、便補保がない他の国々にはこの記載はない。このことは、便補保が存在する、しないということが「国下」と何らかの関係があり、伊予・阿波は本来は便補保から徴収されるべき国であるという、延暦寺の意識の現れではないだろうか。

次に、④の荘保について考察していく。

美濃 先例便補妻木保、但寛元以後、被止保了、仍御壇所直令成功

給者、

越前 便補六条保、背国順、御壇所御知行者、

この二カ国に共通しているのは、延暦寺で長日如意輪法を行う「御壇所」が直接に行動を起こしていることである。美濃国では妻木保が顛倒した後に、御壇所が成功を申請し、越前前では六条保を御壇所が直接に

知行しているのである。行事を執行する寺院が担当する修法の料物を確保するために成功を主導し、就中、便補保の経営まで行っているのである。

このような形態が確認される例として、次の史料をあげておこう。文暦元（一二三四）年正月の御齋会について記した『民経記』同年正月条の「経光卿御齋会奉行記」に、御齋会と平行して行われる大元法の供料について次のような記述がある。

九日（前略）如法可被興行間事、大元法阿闍梨供料無沙汰、陵遲之由訴申、早播磨・紀伊兩國便補保、丁寧可致沙汰之由可仰、十日（前略）大元法供料播磨便補保、大元堂執行某知行之間、（中略）播磨両保被立之間、自今年任健保例可致沙汰之由、官所申請也、

大元法の供料の難済化が確認される播磨国・紀伊国ともに永宣旨による御齋会料物の負担国である<sup>15)</sup>。紀伊の保とは暦応四（一二四一）年七月十一日の「足利直義裁許下知状」<sup>16)</sup>に「右彼所者、為八省御齋会并官御祈願所」とある紀伊国且来保と考えられる。播磨の保は注文案に記載はなく、官務小槻氏が立保に関わったものではないと推定される。傍線部の「大元法供料播磨便補保、大元堂執行某知行之間」「播磨両保」から、播磨国には二箇所の保があり、大元法を行う僧が保の知行に關与していることがわかるのである。

これまでの例をさらに具体化していくために、④の近江国に注目する。

近江国米二百石（中略）  
件米油、同法十・十一月月宛料也、近江便補土田両保也、而坂田青蓮院門跡領坂田云々、顛倒之間、十一月分用途欠如、（後略）

まず「土田」とある近江国土田保であるが、「官御祈願所注進状」が作成された弘長三（一二六三）年段階では、十一月分を担当する坂田保は顛倒していたが、十月分を担当する土田保からは弁済できていたようである。しかし、正安三（一三〇一）年七月一日から始められた長日如意輪法について、延暦寺の法印元勝が「難済無足等月々注文」をまとめているが<sup>17)</sup>、近江国の項に「右壇供人供等沙汰之处、便補保顛倒之後、無其沙汰云々」あり、土田保の顛倒が確認される。そして、注文の最後に「江州土田保役、今月長日如意輪法壇供人供等、任例無懈怠可令下知給之由、仰下候也」とあり、この注文は土田保からの弁済を特に促すために作成されたものであった。さらに、「土田保役、今月分御壇所供料事」すなわち十月分の供料は、「依為御門徒如此被下知了」と述べられており、これらの記述から土田保は、延暦寺が長日如意輪法の供料を弁済するために、近江国内に特に設定したものであることが浮かび上がってくるのである。

次に坂田保であるが、「官御祈願所注進状」には「青蓮院門跡領坂田云々」とあるので、太政官が管轄する所領ではないことが確認される。『門葉記』所収の建永元（一二〇六）年の「慈円起請文」<sup>18)</sup>の坂田荘の項に次のようにある。

件荘者、楞嚴三昧院根本領、彼法華堂禪供料荘也、而年来一円荘之中入国檢、切渡熟田五十町、於餘田所当者、弁済国庫云々、而頃年停止国檢、切充御祈願米百石、奉行官掌徵納云々（中略）、依件坂田保於五十町者、

坂田荘内で国衛による検田が行われ、熟田五十町が切り取られて所当官物が国庫に弁済されていたが、検田が停止されて御祈願米を負担することになったという。御祈願米という表現と百石という単位からすれば、

一カ月分の長日如意輪法の供米であることは明らかであろう。また傍線部に「件坂田保於五十町」と表現されているので、「官御祈願所注進状」にある坂田保と判断することができる。延暦寺は、近江国内で自ら積極的に御祈願米を弁済する保の経営に関わると同時に、自らが管轄する所領の中に公的に「切充」られた便補保を設定して、十月分を土田保・十一月分を坂田保にわりあて、二カ月分の供米二百石の調達を行っていたことが明らかになるのである。

以上、弘長三（一二六三）年の「官御祈願所注進状」の分析から、この段階における長日如意輪法料物の納入の状況が明らかになった。公家三壇御修法料物の月宛国の中で、官務小槻氏が便補保を建立することができず、小槻氏が建立に関わった太政官厨家領の荘保が存在しない国々では、国衙役である京下の方法で納入せざるをえないことになり、対捍が続いていた。拙稿<sup>29</sup>で指摘したように、各国の国司は、国司主導で国内の国衙領を便宜上の便補保として対応することも画策したと考えられるが、国司主導型の保は、料物を定期的に弁済できるものではなかった。

そこで、長日如意輪法の毎月の供料を確保しなければならない延暦寺は、国下が可能な、特に瀬戸内海沿岸の各国に対しては積極的に国下を行い、在地との関係を模索した。さらに、御修法を担当する部署が実際に保の経営に乗り出し、積極的に供料確保のための自助努力を行っていたことが明らかになった。

『門葉記』の以下の記述<sup>29</sup>は、本来は官務小槻氏が整えるべき公家三壇御修法料物が、便補保から納入されるようになっていったこと、そして、やがては太政官厨家領の荘保にまで広がっていく便補保の顛倒によって料物の不足が生じ、行事の執行に苦慮している状況をよく表している。史料中の「被定便補保」とは、太政官厨家領の便補保だけではなく、行事を執行する延暦寺自らが建立した「土田保・坂田保」なども含まれ

ていたのである。

於本儀者、任注進、支度一々官務調送之也、一旬七箇月勤修以後、又勘定壇供人供等分、為国役被下向之、中古以來於長日壇供等者、被定便補保下行之、如近年料所皆以顛倒、阿闍梨粉骨此事也、

### 三、「延命御修法料所券文案」の分析

前節では、延暦寺が修する長日如意輪法について、公家三壇御修法料物の用意を担当する官務小槻氏及び官務に統括される太政官御祈願所だけではなく、行事を執行する側である延暦寺の自助努力による供料の調達の実態が明らかになった。さらに、御齋会と平行して行われる大元法の執行においても、同様の事例を確認することができた。

本節では、東寺が担当する公家延命御修法について、備後国三谷保に公家延命御修法料物が便補されていく背景を明らかにするため、東寺が関係する一連の史料に注目する。

『醍醐寺文書』に「延命御修法料所券文案」と題される一連の文書<sup>21</sup>がおさめられている。一連の文書は、史料①～④の四文書に分類することができる。

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 史料① 東寺長者覚済御教書案 | 史料② 東寺長者覚済御教書案 |
| 史料③ 讃岐国司庁宣     | 史料④ 讃岐国留守所施行状案 |
- 以下、四文書を列挙する。

#### 史料①

（端裏書）

「延命

長日御修法料所事」

延命

長日御修法料所事

近江國延命保事、宜知行之被致御修法壇供人供已下沙汰之由、長者大僧正御坊御氣色所候也、仍執達如件、

正應五年三月廿九日

權律師 在判奉

對馬都維那御房

史料②

長日延命法供料讚岐國役事、廳宣已下之下知状等如此、宜致其沙汰、被下行壇供人供之由、長者大僧正御坊御氣色所候也、仍執達如件、

正應五年四月十一日

權律師 判奉

美濃寺主御房

史料③

廳宣 留守所

可早奉下能米陸拾石貳斗肆升・油肆斗五升事

右、当年延命御修法料、相副海賃・雜用可奉下之状、所宣如件、以宣、

正應五年二月 日

大介惟宗朝臣 在判

史料④

長日延命法料奉下之由、廳宣如此、早任先例、可出切符之由、可令得分書生下知給之状如件、

正應五年四月十日

自證 在判

讚岐國小目代殿

史料①からは「近江國延命保」と称される保の存在が確認される。この保は「延命長日御修法料所」とも表現されるので、明らかに公家三壇御修法の一つである長日延命法の供料が便補された便補保である。さらに「御修法壇供人供」を弁済するために「宜知行」という指示が、東寺長者寛済から出ているので、この保は、御修法を執行する東寺が、東寺長者の承認のもとに経営していることがわかる。この形態は、二節で考察した長日如意輪法の料物が便補されて延暦寺が知行していた「近江國土田保・坂田保」と同じなのである。他の史料からも「延命保沙汰之事」「延命保供料事」<sup>23</sup>などの文言が確認でき、供料の対捍が問題になっている。地名に由来した保ではなく、便補された料物の名が冠せられた保が明らかに存在し、十・十一月分の長日延命御修法の供米各百石を負担していたのである。

史料②は史料①と同じく、東寺長者寛済の意向を受けた長日延命法供料に関する指示であるが、史料①と異なり史料②には便補保からの徴収である保役に関する文言はない。「讚岐國役事」「廳宣已下之下知状」という表現は、庁宣を携えての讚岐國からの徴収、すなわち国下であると判断される。また、国下を実行しているのが、官務小槻氏の意向を受けた太政官官御祈願所から派遣された使者ではなく、東寺長者の意向を受けた、御修法を執行する東寺内部の僧であることが注目される。それでは、なぜ讚岐國への国下が指示されているのであろうか。二節で考察した延暦寺が行う長日如意輪法について記した「官御祈願所注進状」では、讚岐國は十二月の月宛国で、四斗五升の御明油を負担し柞原荘に便補されていた。一見すると供米の負担はないように見えるが、正嘉元（一二五七）年には柞原荘の「長日不動法閏月分、供米・油等事」が問題となっており<sup>24</sup>、長日如意輪法・長日延命法の供米・油も含め、閏月分の供米三百石・油十三斗五升を負担していたことが想定されるのである。その柞原荘から閏月分の料物が、史料②の正應五（一二九二）年の段階で

届かなくなっているという状況があつて、東寺は国下を実行したのではないだろうか。

史料③は、東寺の使者が讃岐国に携えていった庁宣である。能米六十石二斗四升（官米百石四斗）・油四斗五升という額は、閏月分の一箇月の負担であることが確認される。米四斗は「相副海賃・雑用」であり、国下に必要な諸費用が上乘せされており、国下実施の実態を具体的に示すものとして興味深い。

史料④は、史料③の庁宣の意向を留守所に伝える施行状である。「一切符」の作成と、事務を担当する書生に得分を出すよう指示されていることに注目される。

以上、東寺は、史料①に見られたように、公家延命御修法料物を使補した保を設定して自ら知行を行い、十月・十一月の月宛国の近江国負担分の供米二百石・御明油九斗の弁済に宛てたと考えられる。また、史料②・③・④からは、東寺の使者が庁宣を携えて各国に下向する「国下」の実態が明らかになった。史料①～④まで太政官御祈願所の官人が関与し実行するのではなく、あくまでも公家延命長日御修法を担当する東寺の自助努力なのであった。

さらに、二節での考察を踏まえれば、十月・十一月の月宛国の近江国においては、官務小槻氏による立保が行われていなかったため、延暦寺・東寺ともに自助努力という方向に向かつて行かざるをえなかったと考えられる。拙稿二で指摘したように、太政官厨家領や大蔵省の便補保など、経営が安定しているとみなされた所領には、各国の国司がその国に賦課された永宣旨料物を合わせて便補してくる傾向があつたが、延暦寺の土田保・坂田保、東寺の延命保は、各寺の負担する公家三壇御修法料物のみを便補した保であつた。

延暦寺の担当する長日如意輪法について記した「官御祈願所注進状」が作成された弘長三（一二六三）年の段階では、備後国神崎荘は対捍と

なっていないので、同荘に便補されていた公家延命御修法料物も弁済できていたと考えられる。しかし、永仁四（一二九六）年七月に、山城の法光明院の盂蘭盆会の盆供を調進する荘園の中に、同じ太政官厨家領であつた美作国田原荘・安芸国世能荘・讃岐国柞原荘・土佐国吉原荘とともに、備後国神崎荘も名を連ねているが、備後国神崎荘のみは「先例不致沙汰候」という注がつけられている<sup>3)</sup>。神崎荘からの料物の弁済が滞っているのである。さらに、先述した正安三（一三〇一）年七月一日から始められた長日如意輪法についての「難済無足等月々注文」では、完済できている荘保はなく、多くの荘保が難済となっている。七月から十二月までの各月についてのものなので、一月の月宛国である備後国に関する記述はないが、それ以前の段階で概ね難済化していたと考えて大過ないであろう。そこで、新たな対策が必要となり、月宛国内の新たな国衙領の地への便補と経営の安定化が画策され、備後国三谷保への便補につながつたのではないかと考えられるのである。

### おわりに

本稿で明らかにした点を要約し、東寺が担当する公家延命御修法の料物が弘安二（一二七九）年の段階で備後国三谷保に便補された歴史的背景についての展望を示したい。

公家三壇御修法料物が使補された便補保が、建久年間を中心に、公家三壇御修法料物の月宛国の意味合いが強い太政官厨家料物の各国に、官務小槻氏の努力により建立されていったとき、各修法で供米百石・御明油四斗五升を、一カ国あるいは複数の国々に所済数を定めて納入することになっていた。

官務小槻氏の建立による太政官厨家領の荘保からの「保役」での納入は比較的順調に行われていたが、すべての月宛国に立保できていたわけ



ではなく、国司の責任で京下で弁済する「国衙役」の国々は対捍となっていた。また、国司が月宛国の国内の国衙領に国司主導型の保を立保したとしても、拙稿二で述べたように便宜的なものとなり、やがては顛倒していった。そこで、御修法を担当する各寺院は、供料を毎月確保し続ける必要性から、段々と各寺院の自助努力により確保していく方法を模索せざるをえなくなっていた。十月・十一月の月宛国である近江国は、官務小槻氏による立保が行われていなかったため、太政官厨家領の便補保が建立されていた建久年間の頃から、延暦寺・東寺ともに自助努力という方向に向かって行かざるをえなかったと考えられる。各寺院の担当者自らが現地に赴き、在地との関係を模索しつつ経営に従事するか、あるいは各寺院が管轄する所領の中に公的に「切充」られた便補保を設定するなどの対策が行われたのである。その結果、公家三壇御修法料物の内、各寺院が担当する御修法の料物を便補した保が設定され自ら知行を行い、各寺院の使者が庁宣を携えて月宛国の各国に向向する「国下」も行われていった。月々の供料確保のためのそれらの行動は、太政官御祈願所の官人が関与し実行するのではなく、あくまでも公家三壇御修法を担当する各寺院の自助努力によるものであった。

そして、弘安二（一二七九）年の段階で、備後国三谷保への公家延命御修法料物の便補が行われることになる。それは、本来は弁済すべきはずの備後国神崎荘からの料物が難済化した段階での、東寺による新たな対策であった。供料の不足による公家延命御修法の実施の困難と打開策を、中央政府及び国衙に対しても働きかけ、月宛国である備後国内の新たな国衙領の地への便補及び「准官省符」・「相伝知行」という安定した経営の実施を、蔵人所牒という形式で実現させたのではないかと考えられるのである。

## 註

- (1) 『祇園社記 第一』祇園社草創以来代々勅願次第 龜山院
- (2) 大津透「財政の再編と宮廷社会」(『岩波講座日本歴史 第五巻古代五』所収 岩波書店 二〇一五年)
- (3) 『東寺百合文書WEB』エ函四四
- (4) 『壬生家文書』第二卷三一四号
- (5) 拙稿「太政官厨家料国と便補保」(『史学研究』一八二号 一九八九年) 拙稿一と表記する。
- (6) 『門葉記』第四九 長日如意輪法一
- (7) 高倉院法華堂公文所証状案(『壬生家文書』第四卷一三〇九号)
- (8) 『経俊卿記』正嘉元(一二五七)年四月二六日条
- (9) 『朝野群載』卷二八 諸国功過
- (10) 『壬生家文書』第二卷三一六号
- (11) 註(10)の「官御祈願米」は、建久六(一一九五)年一二月四日に小槻隆職に若狭国国富荘の子孫相伝を認めた太政官符(吉川半七氏旧蔵文書『鎌倉遺文』八二〇号)には「公家長日御修法供米」と表現されている。
- (12) 註(4) 参照
- (13) 承安二(一一七二)年九月二十二日土佐国雜掌紀頼兼・主殿寮沙汰人戸伴守方問注記(『壬生家文書』第三卷六四三三号)
- (14) 『門葉記』第五六 長日如意輪法 補二
- (15) 『小野宮年中行事』大極殿御齋会始事に「天禄元年九月八日宣旨曰、播磨国年料米内、永進納御齋会料米百三十斛、紀伊国綿代錢代米六十(以下略)」とある。
- (16) 『壬生家文書』第一卷一二六号
- (17) 註(6) 参照

- (18) 『門葉記』第二
- (19) 拙稿「永官目料物の便補について」(『史人』六号 二〇一五年) 拙稿一と表記する。
- (20) 『門葉記』第五二 長日如意輪法四
- (21) 『大日本古文書』家わけ第一九の一六 醍醐寺文書之九 二〇六七号
- (22) 嘉元三(一三〇五)年冬季引付(『東寺百合文書WEB』ラ函二)・嘉元四(一三〇六)年冬季引付(『東寺百合文書WEB』エ函二二)
- (23) 註(8) 参照
- (24) 『壬生家文書』第二卷三七二号・同三七三号

大学院演習『小右記』講読担当者一覧③

二〇一四年～二〇一七年

演習日	担当条	担当者
二〇一六年		
四月 八日	寛仁二年一月二日～四日条	鎌田祐介・復本真利江
四月 一五日	寛仁二年一月五日～六日条	鎌田祥子・藤本理志
五月 二日	寛仁二年一月七日～九日条	孟 瑜・橋本訓典
五月 六日	寛仁二年一月一〇～一三日条	氏原 秀
五月 一三日	寛仁二年一月一三日～一六日条	竹下紘平
五月 二〇日	修論予備発表	鎌田祐介・鎌田祥子
五月 二七日	寛仁二年一月一七日～二〇日条	竹下紘平
六月 三日	寛仁二年一月二日～三日条	氏原 秀
六月 一〇日	修論博論予備発表	橋本訓典・孟 瑜
六月 一七日	寛仁二年一月二二日条	竹下紘平
六月 二四日	寛仁二年一月二二日～二四日条	氏原 秀
七月 八日	寛仁二年一月二五日条	竹下紘平
七月 二二日	修論予備発表	復本真利江
七月 二九日	修論予備発表	藤本理志